

損害保険会社の契約の保証に係る保証証券等の電子化について

1 保証証券等の電子化とは

書面で提出いただいていた損害保険会社の契約の保証に係る公共工事履行保証証券及び履行保証保険の証券について、インターネットを介した方法により提出することが可能となります。（従来どおり紙による提出も引き続き可能です。）

2 適用日

令和8年7月1日以降に請負契約を締結する案件から適用

3 電子証書の提出方法

各保険会社から発行された発注者提出用フォーマットに「閲覧用 URL」、「工事名」、「受注者名」を追記のうえ、各発注課あてに電子メールにて提出してください。

提出先のメールアドレスは、各発注課にお問い合わせください。

4 電子保証の利用方法

各損害保険会社契約の取扱代理店または損害保険会社営業店担当者にお問合せください。

5 利用保険会社

利用可能な損害保険会社は以下の URL から最新のものをご確認ください。

【一般社団法人日本損害保険協会のホームページ】

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/index.html>

【問合せ先】
建設企画課
建設行政係
TEL 023(630)2572